

学校法人常葉大学コンプライアンスの推進に関する規程

(令和8年5月25日制定)

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 コンプライアンスの推進体制（第5条～第7条）
- 第3章 コンプライアンス違反の防止措置（第8条・第9条）
- 第4章 コンプライアンス違反への対応（第10条～第13条）
- 第5章 雑則（第14条・第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、学校法人常葉大学（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンスの推進のために必要な事項を定めることにより、健全で適正な法人運営及び学校経営並びに社会的信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 法令等及び法人の寄附行為その他の規程を遵守することをいう。
- (2) 法令等 法律、法律に基づく政令及び省令並びに行政機関が定める告示、指針、通知、通達、基準及びガイドラインをいう。
- (3) 規程 規則、規程、細則、要項、要領、基準、内規その他の名称を問わず、本法人が文書により定めた規範をいう。
- (4) 役職員 本法人の役員及び教職員をいう。
- (5) 所属 本法人が設置する学校（大学にあっては各キャンパス）、認定こども園、病院及び法人本部をいう。

（役職員の責務）

第3条 役職員は、建学の精神のもと、常にコンプライアンスの重要性を深く認識し、高い倫理観と社会的良識を持って行動しなければならない。

- 2 役職員は、コンプライアンスに違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「コンプライアンス違反」という。）を行ってはならない。
- 3 役職員は、本法人の行動規範を記載したコンプライアンスマインドカードの携帯を通して、常にコンプライアンスの重要性を深く認識し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

（内部統制システムとの関係）

第4条 本法人は、学校法人常葉大学内部統制システム整備の基本方針の下で、内部統制システムの一環として、この規程に基づいてコンプライアンスを推進するものとする。

第2章 コンプライアンスの推進体制

(コンプライアンス最高責任者)

第5条 コンプライアンスの推進における本法人の最高責任者(以下「最高責任者」という。)は、理事長とする。

- 2 最高責任者は、役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進し、コンプライアンス違反の未然防止並びに違反行為の速やかな調査及び是正を指揮するとともに、コンプライアンスに関する役職員への研修、教育及び啓発活動を実施することにより、コンプライアンスの推進に努めなければならない。

(コンプライアンス統括責任者)

第6条 最高責任者を補佐し、コンプライアンスの推進に関する業務を統括する者として、コンプライアンス統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置く。

- 2 統括責任者は、常務理事のうちから最高責任者が指名する。
- 3 統括責任者は、次条に定める推進責任者のコンプライアンスに関する職務の遂行を指揮・監督する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 各所属におけるコンプライアンスの推進を指揮する者として、コンプライアンス推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置く。

- 2 推進責任者は、所属上長をもって充てる。
- 3 推進責任者は、各所属におけるコンプライアンスの推進のための施策を実施し、コンプライアンス違反に関する調査、是正及び再発防止に関する業務を行う。
- 4 推進責任者は、前項に規定する職務の執行状況について、適宜、統括責任者に報告する。

第3章 コンプライアンス違反の防止措置

(防止措置)

第8条 統括責任者は、コンプライアンス違反を防止するため、教職員に対しコンプライアンスに関する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 統括責任者は、推進責任者に対し、前項の措置を実施するために必要な指示又は助言を行うことができる。

(内部監査)

第9条 最高責任者は、必要に応じ、本法人又は各所属のコンプライアンスの推進状況又はコンプライアンス違反の有無について、監査室に内部監査の実施を指示するものとする。

- 2 監査室は、前項の規定により内部監査を実施したときは、その結果を最高責任者及び常務理事会に報告しなければならない。
- 3 統括責任者及び推進責任者は、内部監査の結果を踏まえて必要な改善を図り、コンプライアンス違反の防止に努めなければならない。

第4章 コンプライアンス違反への対応

(コンプライアンス違反に対する調査、報告等)

第10条 教職員は、コンプライアンスに違反する行為又はその疑いのある行為を把握した場合は、直ちに該当する所属の推進責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、該当する所属の推進責任者が前項の行為に関係していることが

思料される場合のほか当該推進責任者に報告することが適当でないと認められる場合は、統括責任者又は別に定める内部通報窓口に直接報告できるものとする。

- 3 前項による報告を受けた内部通報窓口は、学校法人常葉大学 公益通報に関する規程に従って統括責任者に報告する。
- 4 第1項の報告を受けた推進責任者は、速やかに当該行為の事実関係を確認するとともに、その結果を統括責任者に報告しなければならない。なお、推進責任者は、当該行為により学校の運営等に重大な影響を与える恐れがあると認めたときは、直ちに必要な応急措置を講じるものとする。
- 5 前三項に基づく報告を受けた統括責任者は、当該行為の事実関係及び前項に基づき推進責任者の行った応急措置について速やかに最高責任者に報告するとともに、必要な追加調査について最高責任者の意見を求めるものとする。
- 6 統括責任者は、前項に基づき必要とされた追加調査について、直接又は該当する所属の推進責任者に指示して行い、その結果を最高責任者に報告する。
- 7 最高責任者は、前項までの手続きに基づき、当該行為がコンプライアンス違反に該当するか否かを決定し、コンプライアンス違反と認められた場合は、次の各号に掲げる必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 違反行為の是正
 - (2) 行為関係者に対する指導又は懲戒
 - (3) 業務手続の見直し等の再発防止措置
 - (4) その他コンプライアンスの推進に必要な措置

(内部通報)

第11条 本法人におけるコンプライアンス違反に対する内部通報の手続等については、別に定める。

(他の規程等との関係)

第12条 コンプライアンス違反のうち、ハラスメント行為、公的研究費の不正使用及び不正な研究活動その他のコンプライアンス違反等、他の規程にその手続等が定められているものは、当該規程に従う。

(懲戒処分等)

第13条 コンプライアンス違反を行った者又はこの規程に定める義務に違反した者は、就業規則等に従って懲戒処分等を行う。

第5章 雑則

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

(所管)

第15条 この規程に関する事務は、法人本部事務局総務課が行う。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。